

事 務 連 絡

2 0 2 2 年 1 月 5 日

関 係 各 位

一般社団法人室苦植物検疫協会

中国向けマツ属の原木・製材について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃弊会の運営に関しご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記情報を横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所及び全国植物検疫協会より得ましたので、お知らせ致します。未だ不明な点がありますので、今後追加情報を得次第お知らせ致します。

詳細につきましては、次の URL にてご確認ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4072177/index.html>

敬具

記

2022年2月1日入港船より、中国政府はマツノザイセンチュウが生息している国（日本を含む）から輸出されるマツ属（※）（学術名：Pinus spp）の原木及び製材（合板、集成材、フローリング、家具は含まない）の規制を強化。輸出国での対応は以下のとおり。

※マツ属：アカマツ・クロマツ・ゴヨウマツなど（エゾマツ・トドマツはそれぞれ異なる属）

○原木

植物防疫所がサンプルを持ち帰りマツノザイセンチュウの付着の有無を確認（室内検定）。付着している場合、輸出が認められない。付着がない場合、カミキリムシ等森林害虫を殺虫するため臭化メチル又は、フッ化スルフリルで燻蒸する必要がある。

○製材

熱処理若しくは原木同様の措置（室内検定及び燻蒸）が必要。

原木及び製材について、処理を行う際は植物防疫官の確認が必要。処理内容及び検査の結果、マツノザイセンチュウの付着が無い旨を植物検査証明書へ記載。しかし、具体的な処理基準（熱処理の温度や燻蒸の薬量）が不明。

なお、輸入する港（指定港）が決められているとの情報があるため、輸出前に確認が必要です。

以上